

令和7年度

農福連携技術支援者育成研修



受講者募集！！

農林水産省認定
(第10・11期生)



申込締切日

令和7年5月16日(金)17時
※時間厳守

【申込み方法】

受講を希望される方は、農林水産省HP確認いただき、HPに掲載されている専用フォームからお申込みください。

農林水産省HP:

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/seminars.html>

農林水産省HP
QRコード



農福連携技術支援者とは、農業と福祉に関する実務的な知見を有して、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。

修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修修了者となり、「農福連携技術支援者」(農林水産省認定)として活動することができます。

日程

※詳細は農林水産省HPに記載

(1)第1講座(eラーニング)

受講期間:第10期 6月2日(月)~6月24日(火)

第11期 8月4日(月)~8月26日(火)

(2)第2講座(実地研修・グループワーク)【4日間】(集合研修)

第10期 7月7日(月)~7月10日(木)

第11期 9月8日(月)~9月11日(木)

*第2講座の最終日に実施する修了試験を受け、必要な知識と技能を身に付けたと認められる受講者を研修修了者として認定します。

*第1講座はeラーニングになりますので、各自が上記の受講期間中の視聴可能な時間に受講し、かつ、確認テストまで受けて、回答を提出してください。

*受講期間中に確認テストの回答が提出がされなかった場合、又は確認テストの結果、必要な知識を身に付けたと認められない場合については、第2講座を受講することができませんので、御注意ください。

会場

(実地研修・グループワーク)

農林水産研修所 つくば館 水戸ほ場

【住所】茨城県水戸市鯉淵町5930-1

【最寄り駅】JR常磐線友部駅(バス送迎あり)

【宿泊施設】研修に先立ち、各自で確保してください。



募集人数、
対象者
及び
募集要件

(1)募集人数
各期20名程度

(2)対象者

すでに農福連携の支援に関わっている者又はこれから関わろうとする者を広く対象とします。具体的には、個人農家、農業法人の構成員、障害者就労施設のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や、自治体職員OBを含む）、JA職員、特例子会社の職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、ジョブコーチ、特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する園芸療法士・上級園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等を対象とします。

(3)募集要件

例年、定員を超える応募があることから、令和7年度においては、幅広い地域で今後の活躍が期待できる方に農福連携技術支援者として御活躍いただけるよう、以下の要件を満たす方を対象とします。

(ア)本研修に準拠した研修を実施予定の、以下の都道府県以外に在住すること

【研修実施予定の都道府県】

北海道、青森県、栃木県、千葉県、静岡県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(イ)定員を超える応募があった場合には、今後の活躍が十分に期待できる者であるかなどの観点から、受講者の所属業種、すでに認定された農福連携技術支援者の地域バランス、所属組織内での農福連携技術支援者研修の受講実績、経験年数のほか、申込フォームの記載内容から受講者を決定します。

費用

- (1)受講は無料です。ただし、研修に係る交通費・宿泊費は、受講者又は所属組織において負担してください。
- (2)災害等のやむを得ない事情により、研修を延期又は中止する場合があります。
- (3)第1講座の受講期間中に確認テストの回答が提出がされなかった場合、又は確認テストの結果、必要な知識を身に付けたと認められない場合については、第2講座を受講することができません。
- (4)(2)(3)の場合、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者又は所属組織において負担してください。

受講者決定
の連絡

申込者全員に対し、締切から1週間後程度を目途に、受講者として決定したか否かをお知らせいたします。
また、受講者選考過程等の詳細については一切お答えすることはできませんので、御了承ください。

注意事項

- (1)第2講座では、ほ場とビニルハウス内において、農作業を行いますので、農作業に適した服装で参加してください。
- (2)第2講座では、高温下での作業も想定されるため、あらかじめ熱中症対策には各自で十分に御留意いただくとともに、体調面、体力面において不安のある方の受講は控えていただきますようお願いいたします。
- (3)第2講座では、農業用機械や農機具等を操作します。講師や職員等の指示に従わないで操作した場合には、危険が伴う場合もありますので、受講者各自の判断で、任意の傷害保険への加入をお勧めします。また、健康保険証を持参してください。
- (4)第2講座の最終日に修了試験を実施します。農林水産省は、受講者の修了試験の答案を踏まえて、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定します。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」の肩書を用いることはできません。なお、認定まで1か月から2か月程度かかりますので、御了承ください。
- (5)農福連携技術支援者(農林水産省認定)は、国家資格ではありません。

問合せ先

農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室
担当者:佐久間、原
代表:03-3502-8111(内線5448)
ダイヤルイン:03-3502-0033